

外国人技能実習生が活躍する職場

ハリマ設備工業株式会社 代表取締役 山中 賢作さん

カンボジアからの技能実習生受け入れ

ハリマ設備工業株式会社は、2017年4月より技能実習生の受け入れを開始しました。技能実習生の受け入れを行うためには、監理団体と契約を結び、実習生に対して適切な指導と支援を行う必要があります。その監理団体に当たるのが、姫路の経営ビジネス協同組合です。もちろん、海外の現地法人や合併企業、取引先企業の職員を受け入れて実習を実施する企業単独型の受け入れを行うことも可能ですが、管理・支援負担も大きいので、実際には団体監理型の受け入れ方法を取っている企業が大半を占めるのが現状です。その監理団体を通じて、提携する送出機関であるKKカンボジアで候補者の募集や選抜を行います。下の円グラフに示す通り、「技能実習」国籍別構成比ではベトナムが半数を占めています。それでも敢えてカンボジアの方の受け入れを選んだのは、その人柄の純粋さ、やさしさ、明るさに魅力を感じたからだそうです。

配水管布設工事



面接から受け入れまでの流れ

昨年4月の面接では、11名の応募者のうち2名を受け入れていますが、本年も11月中旬に山中社長がカンボジアを訪れ、来年度の受け入れに向けて面接を行う予定だそうです。面接の2か月前にKKカンボジア内で希望者を募り、計算や文字、体力などの試験を経て面接に臨みます。採用が決まった方は健康診断を行い、雇用契約を結んで来日します。カンボジアで6か月間の日本語の勉強と、日本に来て1か月間の生活実習などを行い、7か月後に配属されます。受け入れ企業は、その間の教育費や旅費、監理費を監理団体に支払います。



KKカンボジアでの11名の応募者面接

技能実習生の存在の持つ役割と今後の展望

山中社長は、こう語ります。「円安が進む今、日本で得た給料をドルに換えてカンボジアに送金する実習生にとっては手取りが減

少する厳しい状況です。そのために、実習先を日本から韓国にシフトする傾向があるようです。当初は、受け入れ側である弊社の従業員が、危険が伴う現場に日本語が完璧ではない実習生を同行することを拒否することもありました。また、宗教の問題や同郷者のネットワーク内での職場待遇の比較など、受け入れ企業として注意すべき課題も山積みです。それでも、いままでの経験を活かして、日記を書いてもらうなどコミュニケーションを保つための取組を行っています。

「その一方で、実習生をつけることで、年配の職人さんに長く働いてもらうことが可能になることもあります。若年者の入職が厳しい今、ハングリー精神旺盛なカンボジアからの技能実習生の存在は、社内を活性化しているように感じています」。受け入れの実績が新たな技能実習生の育成モデルを構築しているようです。

「現在、弊社では技能実習生3名、特定技能1名が活躍しています。これまでの8年間、10名の技能実習生が研修を終えて帰国していきました。そのなかには送出機関であるKKカンボジアで日本語講師として活躍し、実習生候補者のサポートを行っている方もいます。そして、特定技能1号の取得者を輩出することができたことで大きな戦力を得られたと感じます。これからも実習生の受け入れ企業の先駆者として、姫路の同業他社の経営者も巻き込んで実習生の育成と活用、職場の活性化に努めていきたいと考えています」。



カンボジアの実家訪問
ヘングソピアックさん
ご家族と一緒に

4名の実習生(左から
ポリットヴィラックさん、
ルーンホンチャライさん、
山中社長、レイトリマーさん、
ヘングソピアックさん)

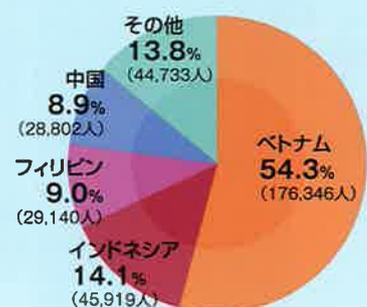


技能実習制度の仕組みと在り方

技能実習制度は1993年に導入され、「技能実習」の在留資格で日本に在留する外国人が報酬を伴う実習を行う制度です。一方、特定技能制度は2019年4月からスタートした新しい在留資格です。この2つの制度は設立目的が異なり、技能実習生は「研修制度」、特定技能実習生は「労働人口不足の解消」となっています。そのため、労働が認められている業種や資格取得の条件、賃金の水準、在留期間などに違いがあります。技能実習の在留期間は最長5年です。原則転職はできません。一方、特定技能は1号で通算5年、また同一分野内であれば転職も可能です。技能実習2号を良好に修了した人は、特定技能1号へ試験免除で移行が可能です。特定技能への移行は、実習生・企業双方にとって有効なキャリアパスの選択肢となり得ます。

また、現行の技能実習制度は国際貢献という目的を掲げながらも人手不足の補充手段として利用されるケースが多く、本来の目的との乖離が問題視されていました。さらに、低賃金や長時間労働、人権侵害、実習生の失踪などの問題、それに加え、転職制限がキャリア形成の疎外となるなどの課題を解消し、人材確保と人権保護の両立を目指し、2027年には技能実習制度が廃止、育成就労制度が導入される予定です。

令和4年末の技能実習生の数は324,940人
受入人数の多い国は
①ベトナム②インドネシア③フィリピン



令和4年末
在留資格「技能実習」
の外国人国籍別構成比(%)